

【普通預金決済専用無利息型規定】

1. (決済用預金の定義)

(1) 決済用預金とは、①要求払預金(預入期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金)、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息(当行とお客さまとの間で預金利息を付さないことを約した場合)、の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。

(2) 普通預金決済専用無利息型は、決済用預金に該当します。

2. (利息)

この取引をお申しいただいた普通預金(総合口座取引における普通預金を含みます)につきましては、普通預金規定(または総合口座取引規定)および別途お申しいただいた各サービス規定における利息に係る規定にかかわらず、預金利息は付けないものといたします。

3. (既存普通預金を普通預金決済専用無利息型へ変更する場合の未払利息の取扱)

変更のお申込日に未払いの普通預金利息がある場合は、変更後の初回利払日に清算して、当該口座に入金いたします。

4. (普通預金決済専用無利息型から普通預金へ変更した場合の留意点)

普通預金決済専用無利息型から普通預金へ変更した場合、変更後の普通預金は預金保険制度の全額保護の対象外となります。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定(または総合口座取引規定)および各サービス規定により取扱います。

6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)